

(写)

30 西総建第 89 号
平成 30 年 8 月 15 日

西東京市監査委員 尾 崎 正 男 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 小 林 たつや 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

平成 29 年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

平成 30 年 3 月 29 日付 29 西監第 186 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

指摘事項における是正・改善措置について

記

指摘事項 1	<p>記録媒体の取扱いについて、西東京市情報セキュリティポリシー及び西東京市ネットワーク、システム、端末の利用に関する手順（以下「セキュリティポリシー等」という。）では、記録媒体を端末等に接続して使用する場合は、ネットワーク統括管理者及び情報システム管理者の許可を得、接続が許可された記録媒体については、管理台帳による記録・管理を行い、機密性2以上の情報資産を使用する場合には、使用記録簿に記録することを定めているが、一連の手続きが行われていないものが見受けられた。</p> <p>セキュリティポリシー等にのっとり管理・運用を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>西東京市情報セキュリティポリシー等に規定する記録媒体の取扱いについて、課内職員に周知した。さらに、西東京市情報セキュリティポリシーに沿った課内研修の実施により、課内職員のセキュリティ意識の向上を図った。</p>